

八戸工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー募集要項

八戸工業高等専門学校は、「八戸工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則」(令和6年9月9日制定・令和7年6月23日一部改正、以下「規則」という。)に基づき、以下のとおり本校の保有施設やその他財産に対するネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利(命名権等)を付与し、命名権等を付与された事業者(ネーミングライツ・パートナー、広告パートナー)からその対価(ネーミングライツ料、広告料)を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの募集は、下記により行います。

(1) ネーミングライツ・パートナー

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。対象施設、その他詳細は、別添資料をご参照ください。

(2) 広告パートナー

本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージによる広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。詳しくは、別添資料をご参照ください。

3. 募集の概要

以下の募集の概要は、(1)②に定めるものを除き、ネーミングライツ・パートナー、広告パートナーともに共通です。

(1) 契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上とします。

② ネーミングライツ料及び広告料

a) ネーミングライツ・パートナー

年額制:別に定める目安額(別添資料参照)によります。(消費税及び地方消費税は別途)

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

b) 広告パートナー

月額制:別に定める定額(別添資料参照)により、契約締結月から当該年度末までの月数を定額に乗じたものを年間契約額とします。(消費税及び地方消費税は別途)

なお、八戸工業高等専門学校産業技術振興会会員企業のうち、青森県内及び岩手県久慈・二戸圏域(久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、九戸村、軽米町)の市町村に本社、支社等の営業拠点を有する企業については、定額の8割とします。

③ 契約の更新

更新可能です。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体(以下、「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の

各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項の規定による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(3) 命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示を含む。)の掲示は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・酒の広告や飲酒を促すもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・個人の名刺広告に関するもの
 - ・寄附により付与された名称と混同する「記念」、「メモリアル」等の語句を用いたもの
 - ・その他表記する愛称及び広告として、本校が適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は原則として認められません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。
- ② 広告パートナーは、本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージとして広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示することができます。
- ③ 本校は、本校の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー自らもネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。
- ⑤ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ③ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

a) ネーミングライツ事業

令和7年11月17日(月)～令和7年12月24日(水)

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。

b) 広告事業

随時募集しています。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書
(ネーミングライツ事業:別紙様式第1-1号、広告事業:別紙様式第1-2号)
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書(発行3か月以内のもの)
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書

- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
- ⑦ サイン及び広告の原案図、設計図
- ⑧ 広告内容の概略(様式任意)[広告事業:デジタルサイネージの場合]
- なお、広告事業について申し込みしようとする者のうち、下記に該当する者については、上記②～⑥までの書類の提出を省略することができます。
- ・八戸工業高等専門学校産業技術振興会会員
 - ・国、都道府県、市町村等の地方公共団体、ならびにこれらと同等と校長が判断した団体、法人

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校審査委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

	選定項目	要 件	判断等
			ネーミングライツ事業・広告事業共通
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。	適 ・ 否
		過去に重大な事故または不誠実な行為を行っていないか。	適 ・ 否
		経営基盤が安定しているか。	適 ・ 否

	選定項目	基 準 等	判断等	
			ネーミングライツ事業	広告事業
選定基準	愛 称 等	親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域 住民に受け入れられるか。	適 ・ 否	—
		施設のイメージを損なう恐れがないか。	適 ・ 否	—
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。	適 ・ 否	—
	ネーミングライツ料	本校の財政的な観点から、より高額なものを高評価とする。	金 額	—
	サイン・広告の設置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。	適 ・ 否	適 ・ 否
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。	適 ・ 否	適 ・ 否
		政府の示す「就職・採用活動に関する要請」に抵触していないか。	適 ・ 否	適 ・ 否
		サイン及び広告が適切に施工されるように計画されているか。	適 ・ 否	—
	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から、より期間が長いものを高評価とする。	年 数	年 数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順 位	—

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

八戸工業高等専門学校総務課地域連携係

〒039-1192

青森県八戸市大字田面木字上野平 16-1

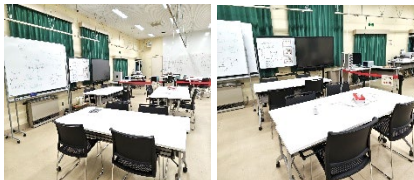
TEL 0178-27-7239

FAX 0178-27-9379

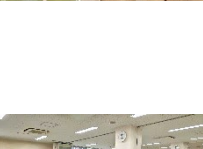
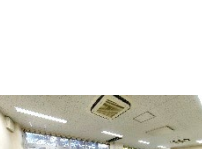
E-mail renkei-o（迷惑メール対策のため、@以下「hachinohe-ct.ac.jp」を省略しています。）

※ 本件に関するご質問、施設見学は随時受け付けておりますので、上記宛にご連絡ください。
お申込みがありましたら、メールや電話等で当方からご連絡させていただきます。

1. ネーミングライツ・パートナー対象施設について

No.	建物名・ 部屋名等	概 要	外観・内部等	希望ネーミング ライツ料(年額)
1	イノベーション ハブ (平屋) <u>240 m²</u>	◆本校で推進している自主探究※活動を深化させ、起業家精神を涵養することを目的とした学生の活動拠点。 ◆アントレプレナーシップ教育の推進拠点として、地域企業関係者や OB・OG 等を招いての講演会なども実施可能。 ◆実験エリア、ミーティングエリア、アートエリアの3つの性格の異なるエリアが間仕切り無しで設けられている多目的施設。 ◆平均利用者数 約168人/月 ※ 自主探究活動 (Self-directed research) とは 「自主的に」=自ら抱いた科学的な疑問や自ら取り組みたいと考えている科学的な課題に対して 「探究する活動」=まだ誰も出していない答えを解決するために探索し、見究めようとする活動	外観  実験エリア  ミーティングエリア  アートエリア 	1,500,000 円

(消費税及び地方消費税は別途)

No.	建物名・ 部屋名等	概 要	外 観・内 部 等	希望ネーミング ライツ料(年額)
2	福利厚生会館 (1階) ① <u>食堂 60㎡</u> ② <u>売店 29 ㎡</u> ③ <u>ホールラウンジ 88㎡</u>	◆食堂、売店は学生・教職員 ともに利用。 ◆ホールラウンジはソファ等が 設置され、主に学生の団らんス ペースとして利用されている。 また、広告事業に係るインフォ メーションディスプレイを配置。 ◆平均利用者数 ①食堂、②売店 <u>64.3 人/日</u> ③ホールラウンジ <u>7.5 人/日</u>	食堂  	①食堂 950,000 円
			売店  	②売店 300,000 円
			ホールラウンジ  	③ホールラウンジ 500,000 円
3	図書館交流室 (1階) <u>116㎡</u>	◆図書館交流室は、自由にレイ アウトできる可動式の机・椅子、 間仕切り等を備え、選択科目 授業やグループ学習、自主探究 活動等、多様な目的で使用可能 なスペースである。 (40人程度収容可能) ◆図書館の蔵書は約 71,500 冊、雑誌は約40種類(いずれも 和洋合計)を有しており、学外者 への貸出も行っている。 ◆交流室についても、必要な 手続きを経たうえで、学外者の 団体利用も可能である。 ◆平均利用者数 <u>29.4 人/日</u>	     	図書館交流室 800,000 円
4	環境都市・建築 デザインコース棟 (2階) リフレッシュ コーナー <u>38 ㎡</u>	◆リフレッシュコーナーは、環境 都市・建築デザインコース棟 から同コースのクラスルームへ の経路に位置しており、ランチ タイム及び放課後のレポート 作成や団らん等で随時利用 されている。 ◆平均利用者数 平日は <u>10人程度/日</u> 、定期 テスト前はグループ学習のスペ ースとしても利用されており、 <u>10人以上で長時間の利用に</u> なることもある。	  	リフレッシュ コーナー 400,000 円

(消費税及び地方消費税は別途)

2. 広告パートナーについて

デジタルサイネージは①と②の2か所（各1台）セットです。

ディスプレイ 設置場所	規 格 概 要	設置場所概要	広告料(月額)
①講義棟1階 学生昇降口 エレベーター前	◆使用機器 SHARP インフォメーション ディスプレイ PN-HW431 (43インチ縦型) ◆広告データについて ・コンテンツの画像比率 9:16(横:縦) ・表示画面サイズ 横 529.416mm× 縦 941.184mm		10,000 円
②福利厚生会館1階 ホールラウンジ (食堂・売店近接)	・形式(動画・静止画とも可) 動画 : MP4 静止画 : JPEG ・ファイルサイズ ～100MB 程度まで ・その他 音声なし ・1広告あたり 30 秒以内		
◆放映日及び時間 本校学則に定める学生の休業日を除く日の午前8時～午後6時(1日あたり10時間)を基本とします。 ただし、本校行事の都合等により放映できない日がありますことを予めご了承ください。 ◆広告データの作成や編集、形式等の変更については、本校ではお受けできません。また、いただいたデータが 本校の機器で表示できない場合は、再作成をお願いする場合があります。			

(消費税及び地方消費税は別途)